

第27号議案

尾張旭市職員の給与に関する条例及び尾張旭市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について

尾張旭市職員の給与に関する条例及び尾張旭市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和4年5月18日提出

尾張旭市長 森 和 実

提案理由

この案を提出するのは、職員の期末手当の支給月数を改定するため必要があるからである。

尾張旭市職員の給与に関する条例及び尾張旭市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

(尾張旭市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 尾張旭市職員の給与に関する条例(昭和36年条例第2号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(期末手当) 第20条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の127.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略) 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の127.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の72.5</u> 」とする。 4～6 (略)	(期末手当) 第20条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の120</u> を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略) 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の120</u> 」とあるのは「 <u>100分の67.5</u> 」とする。 4～6 (略)

(尾張旭市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第2条 尾張旭市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成28年条例第29号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第19条の2第1項及び第20条第2項の規定の適用については、給与条例第19条の2第1項中「第10条第1項の規定により管理職手当を受ける職員」とあるのは「尾張旭市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成28年条例第29号）第3条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、「管理監督職員」とあるのは「任期付職員」と、同条第2項中「管理監督職員」とあるのは「任期付職員」と、給与条例第20条第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」とする。</p> <p>3・4 (略)</p>	<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第19条の2第1項及び第20条第2項の規定の適用については、給与条例第19条の2第1項中「第10条第1項の規定により管理職手当を受ける職員」とあるのは「尾張旭市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成28年条例第29号）第3条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、「管理監督職員」とあるのは「任期付職員」と、同条第2項中「管理監督職員」とあるのは「任期付職員」と、給与条例第20条第2項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の162.5</u>」とする。</p> <p>3・4 (略)</p>

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

(令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置)

第2条 令和4年6月に支給する期末手当の額は、第1条の規定による改正後の尾張旭市職員の給与に関する条例第20条第2項（同条第3項の規定又は第2条の規定による改正後の尾張旭市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第10条第2項の規定により読み替えて適用する場合及び尾張旭市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第23号。以下この条において「会計年度任用職員給与条例」という。）第14条第1項において準用する場合を含む。）及び尾張旭市職員の給与に関する条例（以下この条において「給与条例」という。）第20条第4項から第6項まで（尾張旭市職員の育児休業等に関する

る条例（平成4年条例第2号）第16条の規定により読み替えて適用する場合及び会計年度任用職員給与条例第14条第1項において準用する場合を含む。）第26条第1項から第3項まで若しくは第6項又は公益的法人等への尾張旭市職員の派遣等に関する条例（平成14年条例第1号）第5条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この条において「基準額」という。）から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、同月1日（同日前1か月以内に退職した者にあつては、当該退職をした日）における次の各号に掲げる職員（給与条例、会計年度任用職員給与条例、尾張旭市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和49年条例第4号）又は尾張旭市長久手市衛生組合職員の給与に関する条例（昭和49年尾張旭市長久手町衛生組合条例第2号）の適用を受ける者をいう。以下この条において同じ。）の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額（以下この条において「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(1) 再任用職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。次号において同じ。）以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める割合

ア イに掲げる職員以外の職員 127.5分の15

イ 尾張旭市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第7条第1項に規定する特定任期付職員 167.5分の10

(2) 再任用職員 72.5分の10

(委任)

第3条 前条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。